

# 教員職務研修の実際

## —総合的な学習の時間の体制づくり—

中島 洋\*・関谷 融\*\*

\*長崎県立大学特任教授 \*\*長崎県立大学国際社会学部

The practice of teacher faculty duties training  
— Building a system of the Period for Integrated Studies —

Hiroshi NAKASHIMA\* and Toru SEKIYA\*\*

### 概要

「総合的な学習の時間」を充実させるために体制づくりについては、『高等学校学習指導要領』<sup>(1)</sup>には直接の記述はないものの、『高等学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編』(以下、『解説』と略)<sup>(2)</sup>ではそのための章が立てられて重要性が取り上げられている。そこで本論文ではまず『解説』を繙いて記述内容と構造を確認したうえで、長崎県の現場ではこれにどのように対応しているかをみることにする。後者については、改訂を受けてその翌年度に実施された「高等学校初任者研修・若手研修」の実際を示すが、本論文の執筆者である中島らが構成し編纂した『手引書』をその典拠とした。<sup>(3)</sup>

キーワード：総合的な学習の時間、学習指導要領、教師の役割、職務研修

### I. 「総合的な学習の時間」を充実させるための体制

高等学校における「総合的な学習の時間」を充実させるための体制づくりについては、『解説』の第10章に以下のような構造にしたがって記載されている。

#### 第10章 総合的な学習の時間を推進するための体制づくり

この章では、総合的な学習の時間を円滑に推進するための指導体制づくりについて解説する。第1節では、各学校で取り組むべき体制整備の基本的な考え方について四つの視点

から述べる。第2節では、校内組織の整備について、第3節では、授業時数の確保と弾力的な運用について、第4節では、環境整備について、さらに、第5節では、外部との連携の構築について、具体例を交えて解説する。



【図①：第10章の節構造】

## 第1節 体制整備の基本的な考え方

総合的な学習の時間は、各学校で指導計画を適切に作成しなければならない。しかし、それだけで充実した総合的な学習の時間を実現することは難しい。適切な計画を確実に実施していくためには、校内の指導体制の整備が欠かせない。質の高い豊かな学習活動を実施するためにも、以下に記した四つを視野に入れた、校内の体制づくりに十分配慮しなければならない。

一つ目は、校内の職員が一体となり協力できる体制をつくるなど、校内組織の整備についてである。総合的な学習の時間では、生徒の様々な興味・関心や多様な学習活動にこたえるために、グループ学習や個人研究による学習をはじめ、多様な学習形態の工夫を積極的に図る必要がある。また、それぞれの教職員の特性や専門性を生かすことが、総合的な学習の時間の特色を生み出し、一層の充実にもつながる。まずは、校内のすべての教職員が協力して取り組む体制を整備することが重要である。

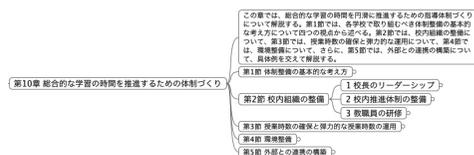
二つ目は、確実かつ柔軟な実施のための授業時数の確保と弾力的な運用についてである。総合的な学習の時間について、その時間が確実に実施されるよう時間割に位置けるとともに、状況に応じた柔軟な対応が求められる。授業時数を適切に運用することが総合的な学習の時間の充実には欠かせない。

三つ目は、総合的な学習の時間を推進するための環境整備についてである。総合的な学習の時間の特徴は、体験活動を行うことである。そのことは必然的に、様々な場所での学習活動や多様な学習活動を行うことにつながる。充実した総合的な学習の時間を実現するためには、空間、時間、人などの学習環境を整えることが重要となる。

四つ目は、総合的な学習の時間を推進するための外部連携の構築についてである。地域の特色を生かしたり、一人一人の生徒の興味・関心に応じたりして学習活動を展開していくには、保護者をはじめ、地域の人々、専門家

などの教育力を活用することが欠かせない。地域や社会に存在する多様で幅広い教育力を活用するとともに、相互の関係を互恵的にすることで充実した総合的な学習の時間を実現する。

## 第2節 校内組織の整備



【図②】：第10章第2節の構造

### 1 校長のリーダーシップ

各学校における教育課程は、校長のリーダーシップの下、全教職員が協力して編成していくものである。特に総合的な学習の時間は、目標及び内容、育てようとする資質や能力及び態度、学習活動等について、各学校が決定しなければならないことから、校長はその教育的意義や教育課程における位置付けなどについて十分に理解を深め、自分の学校のビジョンを全教職員に説明するとともに、その実践意欲を高め、実施に向けて校内組織を整えていかなければならない。そして、全教職員が互いに連携を密にして、総合的な学習の時間の指導計画を作成し、実施していく必要がある。さらに、教師が互いに知恵を出し合ったり、実践上の悩みや課題について気軽に相談し合ったりできる体制づくりや雰囲気づくりも、校長をはじめとする管理職の務めである。

加えて、総合的な学習の時間では、生徒の問題の解決や探究活動の広がりや深まりを促すために、校外の様々な人や施設、団体等からの支援が欠かせない。また、家庭の理解と協力も必要である。このことから、校長はリーダーシップを発揮し、自分の学校の総合的な学習の時間の目標や内容、実施状況について、学校だよりやホームページ等を活用することにより積極的に外部に情報発信し、広く理解

と協力を求めることが大切である。また、学習に必要な施設・設備、予算面については、教育委員会等からの支援が欠かせないことは言うまでもない。

また、小・中・高等学校間で総合的な学習の時間の目標や内容、育てようとする資質や能力及び態度、指導方法等について関連性や発展性が確保されるよう連携を深めることが大切である。例えば、総合的な学習の時間の実施にかかわる協議会を近隣の小・中学校と組織し、合同研修や情報交換、共同の指導計画作成等を行って連携を深めることも有効である。近隣の小・中・高等学校とが協議して、連携の目的や内容、方法を盛り込んだ推進計画を示したり、総合的な学習の時間の支援者に参加協力を求めたりするなど、校長の率先した働きかけが欠かせない。

例えば、小・中学校の校長に働きかけ、授業や学習発表会を教師や生徒が参観する機会を設けたり、小・中学生と高校生が共に発表会や体験活動を行う場を設定したりするなどの方策が考えられる。このことは、高校生の学習への関心を高め、学ぶことの意義を明確にするとともに、社会貢献への意識を喚起することにもつながる。なお、地元の大学や企業との連携によって、生徒の学習を質的に高めることも十分に考えられる。

## 2 校内推進体制の整備

各学校では校長の方針に基づき、総合的な学習の時間の目標を達成できるように、全教職員が協力して全体計画及び年間指導計画、単元計画などを作成し、互いの専門性や特性を発揮し合って実践していく校内推進体制を整える必要がある。校内推進体制の整備に当たっては、全教職員が目標を共有しながら校務分掌に基づいて適切に役割を分担するとともに、教職員間及び校外の支援者とのコミュニケーションを密にすることが肝要である。

この項では、生徒に対する指導体制と実践を支える運営体制の二つの観点から、総合的な学習の時間のための校内推進体制の在り方について述べる。

### (1) 生徒に対する指導体制

総合的な学習の時間の授業は、学年や学科ごとに作成された年間指導計画に基づき、学年単位・学科単位で同時展開される例が多く見られる。この場合、ホームルーム担任が自分のホームルームを直接指導する方法や、学年内や学科内の教師が指導を分担し生徒の興味・関心などを基に学習集団を組織する方法などがとられている。また、学校によっては、教師全体で指導を分担し、学年や学科の枠も外して課題別の学習集団を構成する例も見られる。

また、総合的な学習の時間では、問題の解決や探究活動の幅が広がったり学習活動が多様化したりすることや、生徒の追究が次々と深化したりすることは、当然起こり得ることで、その結果として、指導を担当する教師だけでは対応できない状況が次々と出てくる。このような場合に備え、まずは学年内や学科内で、さらには校内で養護教諭や司書教諭等も含め、教師の特徴や教科等の専門性に基づき、生徒の質問や相談に応じたり直接指導したりする仕組みを整えておくことが欠かせない。支援のために必要な教師は、生徒の学習の進行に伴って変化することから、指導を担当する教師の求めに応じて、学年主任や教務主任、学科主任等が適宜調整して教師を配置することも必要である。

このような複数の教職員による指導を可能にするためには、時間割の工夫のほか、全教職員が自分のホームルームや学年・学科だけでなく、他のホームルームや学年・学科の総合的な学習の時間の実施の様子を十分把握しておくことが大切である。その意味で、指導を担当する教師は、総合的な学習の時間の実施の様子を様々な形で公開する必要がある。例えば、日常の授業の公開のほか、生徒の学習活動が分かる資料を廊下に掲示したり、ホームルームだよりや学年だより、学科だよりの記事にしたりすること、最終場面の発表会はもちろん中間発表会を公開することなども考えられる。また、全教職員で実践の状況

を紹介し合い、互いに学び合うことを目的としたワークショップ型の研修を行うことなども、学校全体の実施状況の理解を深めると同時に、教職員の協同性を高めることにつながる。

## (2) 実践を支える運営体制

学校は組織体として運営されており、教師や校内組織がそれぞれ連携して教育活動を営んでいる。特に総合的な学習の時間では、教科の枠を超えた横断的・総合的な学習が展開されるため、全体計画や年間指導計画の作成、教材開発に当たって、教師の特性や教科等の専門性を生かした全教職員の協同的な取組が求められる。例えば、環境問題を課題として取り上げる場合、地理歴史科や理科、外国語科、家庭科等の教師等が指導計画の作成や指導方法の検討に積極的に参加し、専門的な知見やアイデアを出し合う場を設けることが有効である。また、総合表現を行うなど発表会で表現形態を工夫する場合には、保健体育科、芸術科、家庭科などの教師が力を合わせることを考えられる。

特に総合的な学習の時間では、生徒の問題の解決や探究活動の広がりや深まりによって、複数の教師による指導や校外の支援者との協同的な指導が必要になる。そのため、指導方法や指導内容などをめぐって、指導する教師が気軽に相談できる仕組みを職員組織に位置付けておくことも大切になる。さらに、指導に必要な施設・設備の調整や予算の配分や執行の役割も校内に必要である。このように、総合的な学習の時間においては、校内に、指導に当たる教師を支える運営体制を整える必要がある。

そこで、校長は自分の学校の実態に応じて既存の組織を生かすとともに、新たな発想で運営のための組織を整備し、生徒の学習活動を学校全体で支える仕組みを校内に整える必要がある。その際、次に示す職員分担や組織運営が参考になる。

### ①総合的な学習の時間の実践を支える校内分担例

総合的な学習の時間の円滑な運営のため

に、既存の校務分掌組織を生かす観点から、次のような役割分担が考えられる。学校教育法施行規則に示された職務に基づき、主任主事等の果たす役割から例示する。

○副校長・教頭：運営体制の整備、校外の支援者、支援団体との渉外

○教務主任：各種計画の作成と評価、日課表の調整、指導の分担と調整

○学年主任：学年内の連絡・調整、研修、相談

○進路指導主事：職業選択や進路選択にかかわること

○学科主任：学科内の連絡・調整、研修、相談

○農場長：農業に関する実習や実習地、実習設備にかかわること

次に、各学校において位置付ける係や担当が果たす役割について、例示する。

○PTA・同窓会担当：保護者や同窓会への協力依頼及び連絡調整

○研修担当：研修計画の立案、校内研究の実施

○総合的な学習の時間担当：総合的な学習の時間の企画・運営・実施

○図書館担当：必要な図書の整備、生徒の図書館活用支援

○情報担当：情報機器等の整備及び配当

○養護教諭：学習活動時の健康管理、健康教育にかかわること

○事務担当：予算の管理及び執行など

### ②校内推進委員会

総合的な学習の時間の全体計画等の作成や学習状況の評価、各分担及び学年間・学科間の連絡・調整、実践上の課題解決や改善等を図るため、関係職員で組織するものが、校内における推進委員会である。構成については学校の実態によって様々なものが考えられるが、例えば、副校長、教頭、教務主任、学年主任、学科主任、進路指導主事、生徒会担当などが挙げられる。協議内容によっては、養護教諭、図書館司書、情報担当などを加える場合も考えられる。

推進委員会では、これらの関係教員の共通理解や連携強化のために連絡・調整を図るとともに、全体計画をはじめとする各種計画の作成・運用・評価についての協議、校外の支援者との連携のためのコーディネート役の機能をもたせることも有効である。

### ③授業担当者による会議

総合的な学習の時間では、学年ごと、学科ごとに年間指導計画や単元計画等を作成したり、実施したりする学校が多い。授業を実践していく場合、学年や学科で共通理解を図りながら展開していくことが多く、異なる学年や学科で合同して行う場合も、授業担当者による連携が重要になる。このことから、授業担当者による会議は、総合的な学習の時間を運営していく上で重要な役割をもつと言える。したがって、授業担当者による会議を週時程に位置付けるなどの工夫をして、円滑に学習活動が実施されるようにする必要がある。

授業担当者による会議は、連絡・調整のみならず、指導計画の改善や実践に伴って次々と生まれる諸課題の解決や効果的な指導方法等について学び合うなど、研修の場としても重要な役割が期待される。また、専門的見地から生徒が取り組んでいる学習について解説を加えることで、生徒の学習状況を共に理解することにつながり、より高度な学習活動を実現することも可能となる。

なお、授業担当者による会議では、実践上の悩みや疑問が率直に出され、互いに自由な雰囲気でも話し合えるよう配慮することが大切である。そのことが、教師間の協同性を高め、総合的な学習の時間の日常的な改善を容易にしていく。

### 3 教職員の研修

総合的な学習の時間を充実させ、その目標を達成する鍵を握るのは、指導する教師の指導計画の作成と運用の能力、そして授業での指導力や評価力などである。さらに、地域や学校、生徒の実態に応じて、特色ある学習活動を生み出していく構想力も必要である。また、総合的な学習の時間は、教師がチームを

組んで指導に当たることによって、生徒の多様な学習活動に対応できることから、教職員全体の指導力向上を図る必要もある。したがって、すべての学校で年間の職員研修計画の中に、総合的な学習の時間のための校内研修を確実に位置付けることが極めて重要になる。中には、週時程に総合的な学習の時間にかかわる学年研修会を位置付け、生徒の学習状況について学び合う研修会を開き成果をあげている学校もある。

校内研修のねらいや内容は、各学校の職員構成や実践上の諸課題に応じて適切に決めていくべきものであるが、まずは、本『高等学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編』を参考に総合的な学習の時間の趣旨や内容等についての理解を教職員全体で確かにする必要がある。また、具体的な内容としては、次の例を参考に、できる限り実践を進める教師の希望や必要感を生かした校内研修計画を立てるべきである。

- 総合的な学習の時間の目標、内容、育てようとする資質や能力及び態度の設定について
- 総合的な学習の時間の教育課程における位置付けや各教科・科目、特別活動及び道徳の全体計画との関連について
- 全体計画、年間指導計画、単元計画の作成及び評価について
- 教材開発の在り方や地域との連携について
- 総合的な学習の時間のためのICTの活用についてなど

なお、校内研修は全教師が一堂に会して実施する場合もあるが、学年単位や課題別グループ単位等の少人数で、実践上の課題に応じて弾力的、そして継続的に実施していくことも必要である。また、研修方法については、次の例を参考に、各学校の実態や研修のねらいに応じて工夫すべきである。

#### ○校内での研修例

- ・グループ研修：指導計画作成や教材づくりの演習、テーマに基づくワークショップなど
- ・全体研修：視察報告会、講師を招いての講義など

○校外での研修例

- ・視察研修：他校で開催される公開研究会の参加、先進校の視察など
- ・実地体験研修：生徒の体験活動の臨地研修とその評価など
- ・教材収集研修：地域の諸事象の観察や調査など

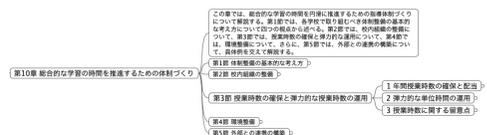
授業研究では、生徒の学習に取り組む姿を通して教師の指導について評価し、指導力の向上を図ることが必要である。また、総合的な学習の時間の授業を公開し、互いに学び合えるようにしておくことも大切である。

さらに、総合的な学習の時間の全体計画、年間指導計画、単元計画、実践記録、生徒の作品や論文等の写し、映像記録、参考文献等を整理・保存し、いつでも活用できるようにしておくことも、研修の推進にとって有効である。このようにして取り組む校内研修は、教師間の協同性を高める上でも重要である。

一方、校長は校外で行われる研修会や研究会に積極的に職員を派遣し、その成果を各学校の実践に役立てることが大切である。また、近隣の学校同士で実践交流を行い、互いに学び合う機会を設けることも、実践力の向上に役立つ。

なお、平成20年1月の中央教育審議会の答申では、総合的な学習の時間の改善の具体的な事項として、「各学校における総合的な学習の時間の学習活動が一層適切に行われるよう、効果的な事例の提供やコーディネートの役割を果たす人材の育成、地域の教育力の活用などの支援策の充実を図り、十分な条件整備を行う必要がある」ことを挙げている。教育委員会等は、所管の教職員の研修効果が一層上がるよう、十分な情報提供をしたり研修会を開催したりすることが望まれる。

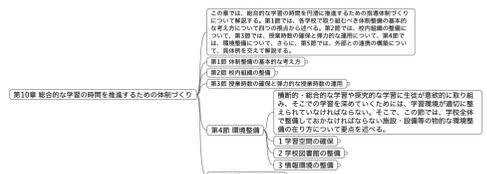
第3節 授業時数の確保と弾力的な授業時数の運用



【図③】：第10章第3節の構造

- 1 年間授業時数の確保と配当
  - (1) 授業時数の確保
  - (2) 授業時数の配当
- 2 弾力的な単位時間の運用
- 3 授業時数に関する留意点
  - (2) 週単位の適切な実施計画と管理
  - (3) 学期ごとの見直し

第4節 環境整備



【図④】：第10章第4節の構造

横断的・総合的な学習や探究的な学習に生徒が意欲的に取り組み、そこでの学習を深めていくためには、学習環境が適切に整えられていなければならない。そこで、この節では、学校全体で整備しておかなければならない施設・設備等の物的な環境整備の在り方について要点を述べる。

- 1 学習空間の確保
 

総合的な学習の時間では、問題の解決や探究活動の過程で、ホームルーム内はもちろん、学年内、さらには異学年間での学習活動などが展開されることがある。また、ものづくりや発表のための準備などもよく行われる。

こうした学習活動を行う際、教室以外にも学習活動を行うスペースが確保されていると、スムーズに展開しやすい。例えば、多目的のスペースなどにミーティングテーブルを設置したり移動黒板を用意したりするなど、多

様な学習形態に対応できる空間を確保する工夫が考えられる。校内に空き教室がある場合などは、学習目的に応じて有効に活用することが望まれる。

このような学習スペースには、総合的な学習の時間の学習活動の流れ図や写真などを掲示したり生徒の作品を展示したりして、学習への関心や意欲を高めることができる。また、総合的な学習の時間に活用する教材や資料、実物や模型、写真などを展示し、いつでも生徒が活用できるように用意しておくこと、生徒の学習活動に必要な道具や材料を常備しておくことなども考えられる。

また、学習活動の内容に応じて、特別教室が使えるよう使用教室の割当てを定めておくことも大切である。自らの進路等に関する問題の解決や探究活動を行う場合には、進路室の活用も視野に入れ、資料等を有効に活用していくことが考えられる。

## 2 学校図書館の整備

学習の中で疑問が生じたとき、身近なところで必要な情報を収集し活用できる環境を整えておくことは、問題の解決や探究活動に主体的に取り組んだり、学習意欲を高めたりする上で大切な条件であり、その意味からも学校図書館は読書センターや学習・情報センターとしての機能を担う中核的な施設である。

そのため、学校図書館には、総合的な学習の時間で取り上げるテーマや生徒の追究する課題に対応して、関係図書を豊富に整備する必要がある。学校図書館だけでは蔵書に限りがあるため、外部の論文検索システム等のデータベースへのアクセス権を取得することや外部の公立図書館との連携を構築することも大切である。自治体の中には、公立図書館が便宜を図り、学校での学習状況に応じた図書の拡充を行っているところや、学校が求める図書を定期的に配送するシステムをとっているところもある。学校図書館は地域と一体となって学習・情報センターとしての機能を高めたい。

学校図書館では、生徒が必要な図書を見付

けやすいように日ごろから図書を整理したり、コンピュータで蔵書管理したりすることも有効である。図書館担当は、学校図書館の物的環境の整備を担うだけでなく、参考図書の活用にかかわって生徒の相談に乗ったり必要な情報提供をしたりするなど、生徒の学習を支援する上での重要な役割が期待される。教師は全体計画及び年間指導計画に学校図書館の活用を位置付け、授業で活用する際にも図書館担当と十分打合せを行っておく必要がある。

一方、総合的な学習の時間において生徒が作成した発表資料や論文集、進路に関する資料などを、学校図書館等で蓄積し閲覧できるようにしておくことも、生徒が学習の見通しをもつ上で参考になるだけでなく、優れた実践を学校のよき伝統や校風の一つとしていく上で有効である。

なお、高等学校の図書館の蔵書数は、小・中学校と比較して格段に多く、地域に関する資料等も豊富であることが多い。その意味からも、高等学校の図書館は、地域の小・中学校が積極的に活用できるよう開かれた図書館であることも大切である。

## 3 情報環境の整備

コンピュータをはじめとする情報機器は、その有効な活用によって、総合的な学習の時間における生徒の情報検索や情報活用、情報発信の可能性を広げ、学習意欲や学習効果の向上に役立つ。コンピュータ等の情報機器が集中してコンピュータ室に配置されている場合には、コンピュータ室を有効に活用できるよう、適切に調整する必要がある。その際、例えば、2週間単位程度で利用希望調査を行って調整を図るなどして、できる限り生徒の学習状況に応じる工夫も必要である。また、複数のホームルームが同時に使えるように、コンピュータ等を空き教室等に分散配置する方法も考えられる。

一方、コンピュータ室だけでなく、教室やオープンスペース等にインターネットへの接続環境を整えておくことで、生徒が必要なと

きに直ちに調査活動に当たることができる。また、校内にサーバーを設置し、すべてのコンピュータを接続することで、デジタルコンテンツを共有したり、生徒が取材した写真やビデオなどを蓄積したりすることにつながる。

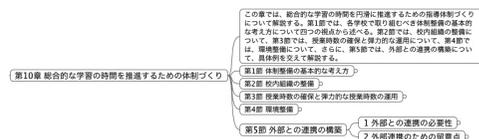
学校によっては、コンピュータ室が日常的に活用できない状況もあるが、生徒が適切に利用できるよう指導した上で、コンピュータ室を昼休みや放課後等も開放し、生徒が積極的に利用できるようにしておきたい。なお、コンピュータやその他の情報機器の管理や使用に当たって、係を生徒に割り振ったり校内でライセンス制度を設けたりするなどして、自分たちが利用の主役であるという意識をもたせることも有効である。

さらに、生徒による調査活動の記録のため、デジタルカメラやデジタルビデオカメラ、ICレコーダなどを整備しておく必要がある。発表活動を効果的に行うために、音声や映像の編集、プレゼンテーション等のソフトやプロジェクトターなどを整備しておくことも望まれる。また、生徒間の情報共有や協同的な学習を促すためには、複数の生徒が同じ画面を見ながらそれぞれのアイデアを記入することができるようなツールや他の生徒の考えにコメントを付けられるような仕組みを用いることも考えられる。ワープロや表計算だけでなく、アイデアを視覚的に表したり整理したりできるようなソフトも有効である。各地の教育センターの中には、ホームページの中に総合的な学習の時間に活用できる専用サイトを設け、実践に役立っている例もあり、それらを活用することも有益である。

こうした機器等の物的条件整備のほか、校内研修や地域の教育センター等による研修を通して、教師のICT活用指導力を高めておくことが大切である。具体的には「教員のICT活用指導力のチェックリスト(平成19年3月教員のICT活用指導力の基準の具体化・明確化に関する検討会)」に基づく諸能力を参考に、研修を計画・実施することが求められる。いずれにしても、教師が情報技術の急速な進

展に対応し、時代に求められる諸能力を身に付けておくことが肝要である。

## 第5節 外部との連携の構築



【図⑤】：第10章第5節の構造

### 1 外部との連携の必要性

総合的な学習の時間では、地域の素材や地域の学習環境を積極的に活用することが期待されている。とりわけ高等学校の総合的な学習の時間では、地域にある大学等の高等教育機関、各種研究機関や団体等との連携が期待されている。それは、横断的・総合的な学習や探究的な学習では、実社会や実生活の事象または現代社会の課題を探究的に取り上げるからである。またこの時間では、多様で幅広い学習活動が行われることも期待されている。それは、生徒一人一人の興味・関心に応じた学習活動を実現しようとするからである。このような学習を実現するためには、保護者、同窓会の人、地域の人々、専門家をはじめとした外部の人々や社会教育施設、社会教育関係団体等の協力が欠かせない。この時間において豊かな学習活動を展開するには、これらの地域の人々の協力を得るとともに、地域の教育資源などを積極的に活用することが望まれる。その際、配慮すべきこととして、総合的な学習の時間の学習活動が、外部の人々や組織にとってもメリットのあるものになることが大切である。学校と外部組織との間に互恵性が生まれることによって、自らの学習活動が、地域に貢献しその成果が還元されることを実感する。こうした中で得られる満足感や達成感が、生徒の社会参画への意識を高め、学習意欲を向上させることにつながる。

### 2 外部連携のための留意点

外部連携に当たっては、組織的に対応する

ことが大切である。また、外部の教育資源を有効に活用するためには、校内に外部連携のためのシステムが必要である。ここでは、外部連携のためのシステムや外部連携を適切に行うための配慮事項を記す。

#### (1) 日常的なかかわり

協力的なシステムを構築するためには、日ごろから外部人材などと適切にかかわろうとする姿勢をもつことが大切である。例えば、地域活動に学校側から積極的に参画していくなどのかかわり方が大切である。そのことによって信頼関係が築かれ、互いに協力できる態勢ができあがる。このことが、外部連携の基盤となっていく。

#### (2) 担当者や組織の設置

外部人材などと連携し、外部の教育資源を適切に活用するためには、校務分掌上に外部連携部などを設置したり、外部と連携するための窓口となる担当者を置いたりするなどが考えられる。その上で、地域との連絡協議会などの組織を設置することも考えられる。また、学校を支えてくれる地域の有識者との協議の場を設ける必要もある。そのためにも、副校長や教頭、教務主任などが地域連携の中心を担うだけでなく、外部連携のためのコーディネート役の教師を校内組織に位置付けることも考えられる。

#### (3) 教育資源のリスト

学校外の教育資源を活用するために総合的な学習の時間に協力可能な人材や施設などに関するリスト（人材・施設バンク）を作成することが考えられる。そのデータを、校内で共有化し、手軽に、日常的に活用できるように整備しておくことも考えられる。こうしたリストを生かして、指導計画などを作成したり、具体的な学習活動を充実させたりしていくことが大切である。その際、個人情報等の管理には、十分に配慮することが求められる。

#### (4) 適切な打合せの実施

外部の教育資源を活用して学習活動を行う際には、協力してくれる地域の人々や施設等の置かれている立場や状況などをしっかり把

握しておくことが大切である。場合によっては、相手に迷惑をかけることなども予想される。連携に当たっては、外部人材に対して、適切な対応を心がけるとともに、授業のねらいを明確にし、教師と連携先との役割分担を事前に確認するなど、十分な打合せをする必要がある。加えて、外部人材と事後の反省をしたり、外部人材から事後の評価を受けたりするなど、その後の学習活動の充実にとって重要である。

外部から講師を招く際に、例えば、講話内容を任せきりにしてしまうことで、生徒が自分で学びとる余地がないほど詳細に教えてもらうことになってしまったり、内容が難し過ぎて生徒が理解できなくなってしまうたりする場合も見られる。外部講師に依存し過ぎることなく、生徒の学習状況に応じて教師が指導するなど、学習活動を構成する責任者としての役割を果たさなくてはならない。

#### (5) 学習成果の発表と社会参画及び社会貢献

学校公開日や学習の成果発表会などの開催を通知したり、学校だよりの配布などをしてしたりして、保護者や地域の人々に総合的な学習の時間の成果を発表する場と機会を設けることも必要である。そのことにより、保護者や地域の人々は、総合的な学習の時間に関心を示すとともに、連携や協力の成果を実感し、満足感をもつことにもなる。

また、地域の小・中学生と高校生とで、互いの学習の成果を発表し合うことも考えられる。ここでは、小・中学生が高校生の学習の様子に憧れを抱いたり、高校生は小・中学生の素朴な質問に驚いたりするなどの効果が生まれることが期待できる。

こうした取組は、総合的な学習の時間が生徒の成長につながるだけでなく、相手にとっても大きな成果を生む場合がある。例えば、生徒の学習活動が町づくりに影響を与えたり、地域環境の保全につながったりする事例である。また、生徒が主体的にボランティア活動を企画したり、地域社会に開かれたセミナーを開催したりする等の社会参画及び社会

貢献の機会を生み出す事例である。このように、学校と外部組織との間に互恵性が生まれることが、息長く継続的な外部連携を実現することにつながる。このことは学校を地域に開くことにもつながり、保護者や地域との信頼関係を築く大きな要因となる。

#### ※道徳教育との関連

なお、『高等学校学習指導要領解説 総則編』<sup>(4)</sup>では、総合的な学習、及び各学科に共通する各教科の目標と道徳教育との関連が次のように指摘されている。

#### 総合的な学習の時間

「学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探求活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の在り方生き方を考えることができるようにする」ために、「自己の在り方生き方や進路について考察する学習活動」を展開する。

#### 国語科

国語による表現力と理解力を育成するとともに、人間と人間との関係の中で、互いの立場や考えを尊重しながら言葉で伝え合う力を高めることは、学校の教育活動全体の中で道徳教育を進めていく上で、基盤となるものである。また、思考力や想像力を伸ばし、心情を豊かにし、言語感覚を磨くことは、道徳的心情や道徳的判断力を養う基本になる。更に、言語文化に対する関心を深め、国語を尊重してその向上を図る態度を育てることは、伝統と文化を尊重し、それをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図る態度を育成することなどにつながる。

#### 地理歴史科

我が国及び世界の形成の歴史的過程と生活・文化の地域的特色についての理解と認識を深めることは、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に貢献することなどにつながるものである。

#### 数学科

生徒が事象を数学的に考察し筋道を立てて考え、表現する能力を高めることは、道徳的判断力の育成にも資するものである。また、数学を積極的に活用して数学的論拠に基づいて判断する態度を育てることは、工夫して生活や学習をしようとする態度を育てることに資する。

#### 理科

自然の事物・現象を探求する活動を通して、地球の環境や生態系のバランスなどの事象を理解させ、自然と人間とのかかわりについて認識を深めさせることは、生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度の育成につながるものである。また、目的意識を持って観察、実験を行うことや科学的に探求する能力を育て、科学的な自然観を育成することは、道徳的判断力や心理を大切にしようとする態度を育てることに資する。

#### 保健体育科

運動の実践は、技能の獲得とともに、ルールやマナーを大切にしようとする、自己の責任を果たそうとする、チームの合意形成に貢献しようとするなどの公正、協力、責任、参画などに対する態度の育成にも資するものである。集団でのゲームなど運動することを通して、粘り強くやり遂げる、ルールを守る、集団に参加し協力する、といった態度が養われる。また、健康・安全についての理解は、健康の大切さを知り、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善することにもつながる。

#### 芸術科

芸術を愛好する心情を育て、感性を高めることは、美しいものや崇高なものを尊重することにつながるものである。また、芸術文化についての理解を深め、豊かな情操を養うことは道徳性の基盤の育成に資する。

#### 外国語科

外国語を通じて、我が国や外国の言語や文化に対する理解を深めることは、世界の中の日本人としての自覚を持ち、国際的視野に立って、世界の平和と人類の幸福に貢献する

ことにつながる。

#### 家庭科

生活に必要な知識と技術を習得することは、望ましい生活習慣を身に付けるとともに、勤労の尊さや意義を理解することにつながるものである。また、家族・家庭の意義を理解させることや主体的に生活を創造する能力などを育てることは、家族への敬愛の念を深めるとともに、家庭や地域社会の一員としての自覚を持って自分の生き方を考え、生活をよりよくしようとするにつながる。

#### 情報科

情報に関する科学的な見方や考え方を養うとともに、社会の中で情報及び情報技術が果たしている役割や影響を理解させることは、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を身に付けさせ、情報社会に参画する態度を育成することにつながる。

専門学科において開設される各教科については、各教科を通じて職業人としての規範意識や倫理観の育成といった観点から、人間としての在り方生き方に関する指導の充実が求められている。(詳細は、各専門教科の学習指導要領を参照)

また、自己の将来の生き方や進路についての考察を含む科目「産業社会と人間」は、総合学科において原則履修科目とされているが、他の学科においては学校設定教科に関する科目として、学校の実情に応じて設定することができる。

## Ⅱ. 長崎県の対応

上記の『解説』に対応して、長崎県教育委員会でも教職員に対して、改訂翌年度から「高等学校初任者研修・若手研修」で「総合的な学習の時間」を充実させるために体制づくりについての研修を実施している。その内容は以下に示す『手引書』の記述に即したものである。

## 第5章 総合的な学習の時間

### 1 総合的な学習の時間とは

「総合的な学習の時間」は、各学校が創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開し、生徒が自ら学び自ら考える力などの「生きる力」をはぐくむために、既存の教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習を行うための時間である。

#### (1) 「生きる力」をはぐくむために

現在の子どもたちに求められている自ら学び、自ら考え、課題を解決するなどの「生きる力」の育成を図るためには、各教科等の学習だけでは十分とは言えない。各教科等の学習を通して身に付けた知識や技能を関連付け、総合的に働くようにするために、「総合的な学習の時間」がつけられた。

#### (2) 現代社会の社会的要請

社会の今日的な諸課題を学校で取り扱うとき、1つの教科や領域だけでは対応できない広範な内容を含む場合がある。そのため有効な枠組みや方法の開発が求められる。それが「総合的な学習の時間」である。

#### (3) 学習指導要領改訂の経緯

平成11年の学習指導要領の改訂において、「総合的な学習の時間」が創設された。平成15年12月の一部改正によって、「総合的な学習の時間」の一層の充実を図ることとし、各教科との関連の上で行われるべきであること、目標や内容を全体計画の中で明確にすること、学校内外の教育資源を積極的に活用することなどが明示された。

平成21年3月9日に、新しい学習指導要領が告示された。「総合的な学習の時間」は、それまでは総則においてその趣旨やねらいなどについて定められていたが、新しい学習指導要領においては、教育課程における位置付けを明確にし、各学校における指導の充実を図るために、総則から取り出して、新たに第4章として位置付けられている。知識基盤社会化とグローバル化が一層進む中で、「総合的な学習の時間」の重要性がますます高まっているといえる。

新学習指導要領は平成25年度から学年進行で実施することになるが、「総合的な学習の時間」については、移行措置として、平成22年4月1日からの先行実施となった。

## 2 学習指導要領における位置付けと充実のために

「総合的な学習の時間」では、各学校が創意工夫を生かした教育活動を行うことができる。この時間の位置付けについては、「学習指導要領」第4章「総合的な学習の時間」に記述されている。

主な特徴

### ①教育課程上の位置付け

教育課程編成上新しい分野として打ち出されたもの。

ア 各学校における教育課程上必置であること。

イ 趣旨、ねらい、授業時数は示すが、内容は例示のみ。

ウ 小・中・高の系統性を考慮する。

### ②目標

横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする。

「探究的な学習」と「協同的に」という語句が今回の改訂で新たに加わりました。「探究的な学習」とは、ものごとの本質を探ってみ極めようとする一連の知的営みのことであり、「課題の設定」→「情報の収集」→「整理・分析」→「まとめ・表現」というサイクルを通して、学習者の思考力・判断力・表現力がらせん型に高まる学習のことである。これは、PISA型読解力の「情報の取り出し」→「解釈」→「熟考・評価」というサイクルとほぼ同じと考えてよい。

「協同的に取り組む態度」とは、他者と協力しながら身近な地域社会の課題の解決に主体的に参画し、その発展に貢献しようとする態度のことである。友だちと協同して取り組むことで、異なる見方に触れ、解決への糸口を探り、自己を振り返り、自分の考えや意見を再構築する学習を保障することが必要となる。

### ③内容的特徴

計画、実践の際の視点を参考として示したもので、あくまで例示である。例えば、

ア 国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動  
イ 生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題について知識や技能の深化、総合化を図る学習活動

ウ 自己の在り方生き方や進路について考察する学習活動など

### ④全体計画

各学校において、学校における全教育活動との関連の下に、総合的な学習の時間の全体計画を作成する必要があることを規定している。また、学校段階間の取組の重複を防ぐため、近接する小・中学校との情報交換を行うなど、学校段階間の連携について配慮する必要がある。

ア 目標および内容

イ 育てようとする資質や能力及び態度

ウ 学習活動

エ 指導方法や指導体制

オ 学習評価の計画など

### ⑤評価

学習指導要領には特に示されていないものの、総合的な学習の時間の趣旨やねらい等の特質が生かされるよう評価を行う必要がある。その際、教科のように試験の成績によって数値的に評価することは適当ではない。信頼される評価の方法であること、多様な評価の方法であること、学習状況の過程を評価する方法であることの3点が重要である。

評価方法の例を次に示す。これらを通してその生徒なりの良い点や学習に対する意欲や

態度、進歩の状況などを評価していく。

ア 討論や質疑の様子などの言語活動の記録による評価

イ 学習や活動の状況などの観察記録による評価

ウ 論文、レポート、ワークシート、ノートなどの製作物による評価

エ 学習活動の過程や成果などの記録や作品などを計画的に集積したポートフォリオによる評価

オ 課題設定や課題解決能力をみるような記述テストの結果による評価

カ 一定の課題の中で身に付けた力を用いて活動することによるパフォーマンス評価

キ 評価カードや学習記録などによる生徒の自己評価や相互評価

ク 保護者や地域の人々等による第三者評価

### 3 配慮事項

特色ある教育は各教科、特別活動及び総合的な学習の時間で展開される。特に配慮すべきこととして次のことが挙げられる。

①目標及び内容に基づき、生徒の学習状況に応じて教師が適切な指導を行うこと。

②問題の解決や探究活動の過程において、他者との協同や言語による分析と表現などの学習活動を行うこと。

③自然体験、職場体験、社会体験、ものづくり、生産活動、観察・実験、見学・調査、発表・討論などの学習活動を積極的に取り入れること。

④体験活動を問題の解決や探究活動の過程に適切に位置付けること。

⑤学習形態、指導体制、地域の教材や学習環境の積極的な活用などを工夫すること。

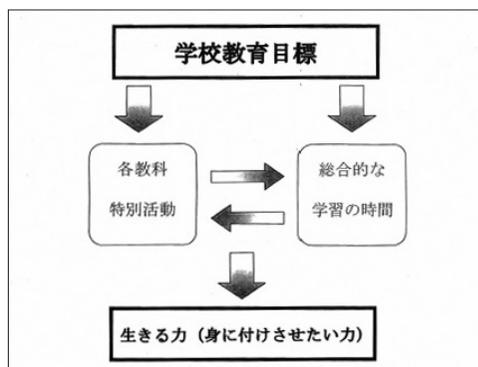
⑥各教科、特別活動で培った基礎・基本が生かされ、また総合的な学習の時間で身に付けた資質や能力が各教科、特別活動に生かされるという循環性を持つこと。

⑦学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などについ

て工夫すること。

### ※参考

(1)「総合的な学習の時間」の位置付け(イメージ図)



【図⑥：『手引き』より】

(2)「学習方法に関すること」、「自分自身に関すること」、「他者や社会とのかかわりに関すること」のそれぞれの視点から考えられる「育てたい力」の例

\*教育課程部会におけるこれまでの審議の概要(検討素案)「総合的な学習の時間」についての審議における(ii)改善の具体的事項の項、脚注より

- ・学習方法に関すること：情報を収集し分析する力、分かりやすくまとめ表現する力など
- ・自分自身に関すること：自らの行為を意思決定する力、自らの生活の在り方を考える力など

- ・他者や社会とのかかわりに関すること：他者と協同して課題を解決する力、課題の解決に向けて社会参画する力など

こうした力を具体化すると、例えば、地域の川を対象として環境問題について探究する活動では、次のように考えられる。

- ・学習方法に関すること：生息している生物を採取し、他の川と比較するなどして分析する、分かったことなどをグラフや地図に表すなど

- ・自分自身に関すること：日常生活において、川にゴミを捨てない、生活排水を少なくする

など自らの生活を見直し身の回りの環境問題  
に関して意思決定し行動しようとするなど

・他者や社会とのかかわりに関すること：他  
の子どもと協力して調査したり、地域の人々  
から話を聞いたりして探究する、地域の人々  
と協力して川を守る活動に参画しようとする  
など

#### 注

- (1) 文部科学省『高等学校学習指導要領』平  
成21年3月
- (2) 文部科学省『高等学校学習指導要領解説  
総合的な学習の時間編』平成21年7月
- (3) 長崎県教育委員会『高等学校初任者研修・  
若手教職員研修の手引書(平成22年度版)』
- (4) 文部科学省『高等学校学習指導要領解説  
総則編』平成21年7月